

出雲労働基準監督署発表
平成29年6月20日

担	出雲労働基準監督署
署長	松浦洋介
監督課長	平崎芳廣
安全衛生課長	土江秀昭
当	Tel 0853-21-1240

出雲監督署管内の建設業では 第2水曜日に労働災害が多発しています

—出雲建設業セーフティーアクション—について

出雲労働基準監督署（署長 松浦洋介）は、管内の建設業の休業4日以上労働災害が第2水曜日に多発していることに鑑み、管内の建設業について、毎月第2水曜日に重点的に各種指導等を実施する「出雲建設業セーフティーアクション」を展開することとしました。

出雲労働基準監督署管内における建設業の休業4日以上労働災害は、平成29年4月末日現在において、前年同期と比して、土木工事業+4件、木造建築工事業+1件、その他の建築業+1件その他の建設業±0件となっており、平成25年度を初年度として本年度を最終年度とする島根第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）の目標値（目安）を上回るペースとなっています。

平成11年以降当署管内において発生した土木工事業及びその他の建築工事業の休業4日以上労働災害を集計すると615件発生していますが、発生傾向について発生曜日ごとに集計すると、第2水曜日に39件、全体の6.3%発生しています。

このような状況に鑑み、原則、毎月第2水曜日を活動の中心とした「出雲建設業セーフティーアクション」を設立し、平成29年12月末日までを活動期間として、管内の建設工事発注機関、建設業労働災害防止協会島根県支部各分会と連携し、労働災害の防止を期することとしました。

なお、各機関における実施事項等は別紙のとおりです。

出雲建設業セーフティーアクション 実施事項等

1 各々の機関の実施事項等

(1) 出雲労働基準監督署における実施事項

①建設工事発注機関に対する協力要請

管内に所在する国土交通省各事務所、各県土整備事務所、各市町村等建設工事発注機関に対する、出雲建設業セーフティーアクションの設立趣旨の説明及び後述する取組事項についての協力要請。

②建設業関係労働災害防止団体に対する協力要請

管内に所在する建設業関係労働災害防止団体に対する、出雲建設業セーフティーアクションの設立趣旨の説明及び後述する取組事項についての協力要請。

③広報等の実施

管内の報道機関に対する、出雲建設業セーフティーアクション設立の広報の実施。

後述する署が毎月第2水曜日に重点的に実施する監督指導、個別指導の実施についての広報の実施。

④出雲労働基準監督署長現場安全パトロールの実施

建設工事発注機関の事務所長等との合同による現場安全パトロールに係る第2水曜日の実施についての検討。

⑤監督指導、個別指導の実施

毎月第2水曜日に重点的に、建設現場における監督指導、個別指導等を実施。

(2) 建設工事発注機関における実施事項

①街頭宣伝活動の実施及び協力依頼

建設工事発注機関等が所有する電光掲示板等における、毎月第2水曜日の出雲建設業セーフティーアクションに係る広報掲示。

②事務所長等による現場安全パトロールの実施

前述の監督署長等による現場安全パトロールとの合同開催についての検討。

③現場安全パトロールの実施

毎月第2水曜日を原則とする、建設現場における安全パトロールの実施。

(3) 建設業関係労働災害防止団体における実施事項

①会員事業場に対する指導

会員事業場に対して、毎月第2水曜日を原則とする、事業場トップ、現場トップ等による現場安全パトロール等の実施についての指導。